

「デリバティブ取引に関する報告書」記入の手引
(直近改訂時点：2020年10月)

1. 報告を要する者

- (1) 外為令第11条の2第5項第11号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関（以下「承認金融機関」という）
 - (2) 外為令第18条の7第2項第2号ハ、ヘ又はトに規定する外国為替業務（注）に係る取引の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社（いずれも承認金融機関を除く）
 - (3) 外為令第18条の7第2項第2号ハ、ヘ又はトに規定する外国為替業務（注）に係る取引の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者に準ずる者として同項第3号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社（いずれも承認金融機関を除く）
- （注）ハ 対外支払手段の売買（外国通貨又は旅行小切手の売買を除く）又は債権の売買（本邦通貨をもって支払われる債権の居住者間の売買を除く）
- ヘ 金銭の貸付け（本邦通貨をもって支払われる居住者に対する金銭の貸付けを除く）
- ト 証券の売買（本邦通貨を対価とする居住者間の売買を除く）

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第14条第1項第3号、第14条の2第1項第3号、第14条の3第1項第3号（1.（1）に該当する者）
- (2) 報告省令第16条第1項（1.（2）に該当する者）
- (3) 報告省令第16条第2項（1.（3）に該当する者）

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町 2-1-1
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 62 番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱 30 号
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書に計上する期間

- (1) 1. (1) 又は (3) に該当する者：毎月中（1日～月末日）
- (2) 1. (2) に該当する者：外為令第18条の7第2項第2号ハ、ヘ又はトに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が100億円に相当する額を超えた月の翌月中（1日～月末日）

5. 報告書の提出期限

翌月15日まで。

—— 提出期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告書に記入する金額単位と使用する換算レート

(1) 金額単位：百万円（小数点第1位まで記入、小数点第2位を四捨五入）

(2) 円以外の通貨を円に換算する場合のレート：実勢外国為替相場

8. 報告の対象

(1) 非居住者との間の報告対象月中におけるデリバティブ取引の状況について報告すること。報告対象となるデリバティブ取引とは、金融商品取引法で規定する以下のものに限る。

イ. オプション取引

(イ) 金融商品取引法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引（同項第3号に掲げる取引に限る）

(ロ) 同条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第3号及び第4号に掲げる取引に限る）

(ハ) 同条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第21項第3号に掲げる取引に類似する取引に限る）

ロ. 先物取引

(イ) 金融商品取引法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引（同項第1号及び第2号に掲げる取引に限る）

(ロ) 同条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に類似する取引に限る）

ハ. 先渡取引

金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第1号及び第2号に掲げる取引に限る）

ニ. スワップ取引

（イ）金融商品取引法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引（同項第4号に掲げる取引に限る）

（ロ）同条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第5号に掲げる取引に限る）

（ハ）同条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第21項第4号に掲げる取引に類似する取引に限る）

ホ. その他のデリバティブ取引

（イ）金融商品取引法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引（同項第5号及び第6号に掲げる取引に限る）

（ロ）同条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第6号及び第7号に掲げる取引に限る）

（ハ）同条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第21項第5号及び第6号に掲げる取引に類似する取引に限る）

—— その他のデリバティブ取引にはCDSを含む。

—— 商品デリバティブ取引については本報告の対象外。当該取引については、「支払又は支払の受領に関する報告書（様式1～4）」及び「海外預金の残高に関する報告書（様式54）」にて報告すること。

（2）（1）ホ. その他のデリバティブ取引（CDSを含む）はオプション取引に含めて報告すること。

（3）信託勘定分は、信託勘定において外国為替業務を行わない場合は報告対象外。

9. 記入の方法と留意点

（1）「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

（2）「名称及び代表者の氏名」欄

代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。

(3) 「報告者の区分」欄

1. 銀行	<p>業務として預金の受入又は為替取引を行うことができる次に掲げる金融機関が該当する。ただし、信託業務を兼営するものについては、信託勘定における取引を「2. その他金融機関」に分類すること。</p> <p>(1)銀行（日本銀行を除く）</p> <p>(2)協同組織金融機関</p> <p>(3)公的金融法人（国民経済計算における公的金融機関）</p> <p>(4)その他法律に基づいて設立される金融機関</p>
2. その他金融機関	<p>金融商品取引業者、生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、信託業務を兼営する場合の信託勘定における取引、貸金業者、私的年金基金、資産の流動化に関する法律に基づき設立された特定目的会社等の特別目的会社及びその他法律に基づいて設立される業務として預金の受入又は為替取引を行わない金融機関（投資法人等）が該当する。</p>
5. その他	<p>上記 1.、2. のほか、一般政府、中央銀行に該当しない者。例えば、一般事業法人、特殊法人や独立行政法人の一部、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、個人が該当する。</p>

(4) 「責任者の氏名」欄

報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）。責任者の選定にあたり肩書は問わない。押印は不要。

(5) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

- イ. 担当者は、本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
- ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

(6) 「勘定区分」欄

信託業務を兼営する銀行等にあつては、銀行勘定分と信託勘定分を別葉で作成し、該当分に○印を記入すること。

(7) 「取引相手の所在国又は地域」欄

- イ. 店頭取引については、取引相手方の所在国又は地域を記入すること。
 - ロ. 取引所取引については、居住者が海外取引所で行った取引は、当該取引所の所在国又は地域（ただし、当該取引所の所在国又は地域の特定が困難な場合には、取引相手方の所在国又は地域）を、また、非居住者が本邦居住者の取次により国内取引所で行った取引は、当該非居住者の所在国又は地域を記入すること。
- 報告省令別表第2には「ユーロ」は地域として記載されていないので、個別国名を記入すること。

(8) 「オプション取引」欄

イ. 「**売買高**」欄の「**受取プレミアム**」欄、「**支払プレミアム**」欄には、非居住者との間の報告対象月中におけるオプション・プレミアムの受払額を記入すること。「**うち転売**」欄には、「受取プレミアム」のうち、買建したオプションの転売に伴うプレミアムの受取額を記入すること。「**うち買戻し**」欄には、売建したオプションの買戻しに伴うプレミアムの支払額を記入すること。なお、転売・買戻し以外でも、買建・売建したポジションの権利行使前の変動（例えばオフセット<相殺>した場合等）に伴うプレミアムの受払額は、「**うち転売**」および「**うち買戻し**」欄に記入すること。

—— 「**受取プレミアム**」欄、「**支払プレミアム**」欄の計数から、内書欄（「**うち転売**」、「**うち買戻し**」）の計数を控除しないこと。

(設例) オプションの権利行使前にポジションをオフセット(相殺)する取引の記入方法

(イ) 買建したオプション (1 億円) をオフセット(相殺)する場合

(単位：百万円)

	受取プレミアム		支払プレミアム	
		うち転売		うち買戻し
当初買建時			100	
オフセット時	100	100		

(ロ) 売建したオプション (1 億円) をオフセット(相殺)する場合

(単位：百万円)

	受取プレミアム		支払プレミアム	
		うち転売		うち買戻し
当初売建時	100			
オフセット時			100	100

(ハ) 買建・売建したオプション (それぞれ 1 億円) を同時にオフセット(相殺)する場合

(単位：百万円)

	受取プレミアム		支払プレミアム	
		うち転売		うち買戻し
当初買建・売建時	100		100	
オフセット時	100	100	100	100

ロ. 「**反対売買に伴う差損益**」欄には、非居住者との間で報告対象月中にオプションの権利行使を行い、現物の授受を伴わない差金決済を行った場合の差損益の受払額を記入すること。

ハ. 「**四半期末残高**」欄には、3月、6月、9月及び12月分の報告について記入を要する。「**資産ポジション**」欄、「**負債ポジション**」欄には、非居住者との間のオプション取引について、四半期末における未消滅、未実行又は反対売買されていないオプション取引の買持ち（ロング）ポジションの市場価格を資産ポジション、売持ち（ショート）ポジションの市場価格を負債ポジションとして、それぞれ合計額を記入すること。なお、市場価格が不明な場合には、割引現在価値やオプション・モデル等により評価した価格を記入すること。

(9) 「先物取引及び先渡取引」欄

イ. 「**売買差損益**」欄には、非居住者との間の報告対象月中における先物取引及び先渡取引に係る売買差損益の受払額を記入すること。「**うち金利先渡取引**」欄には、売買差損益のうち金利先渡取引に係る売買差損益の受払額について内書すること。

ロ. 「**四半期末残高**」欄は、3月、6月、9月及び12月分の報告について記入を要する。「**資産ポジション**」欄、「**負債ポジション**」欄には、非居住者との間の先物取引及び先渡取引の契約の価値について時価評価し、当該価値が正の値である場合は資産ポジション、負の値である場合には負債ポジションに、それぞれ合計額を記入すること。

(10) 「スワップ取引に係る受払額」欄

イ. 「**通貨スワップ取引に係る元本交換額**」欄には、非居住者との間の報告対象月中における通貨スワップ取引に係る元本の交換状況を受払別に記入すること。

ロ. 「**金利、配当金又はキャピタルゲイン等**」欄には、非居住者との間の報告対象月中におけるスワップ取引に係る金利、配当金又はキャピタルゲイン等の受払額を記入すること（ネット契約の取引はネットで、グロス契約の取引はグロスで記入）。

ハ. 「**四半期末残高**」欄は、3月、6月、9月及び12月分の報告について記入を要する。「**資産ポジション**」欄、「**負債ポジション**」欄には非居住者との間のスワップ取引の契約の価値について時価評価し、当該価値が正の値である場合には資産ポジションに、負の値である場合には負債ポジションに、それぞれ合計額を記入すること。

(11) 「デリバティブ取引に伴う担保金又は証拠金」欄

「**預入残高**」欄、「**受入残高**」欄には、非居住者とのデリバティブ取引に伴う担保金又は証拠金について、報告対象月末時点での非居住者への預入残高と非居住者からの受入残高をそれぞれ記入すること。

なお、当欄には値洗いを行った現金残高のみを記入することとし、代用有価証券によるものは含めないこと。

(12) 記入欄が不足する場合には適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。次葉には報告者名及び報告対象年月を記入すること。

- (13) 本報告書の対象となる取引がない場合、1.(1)に該当する者は、「該当なし」と記入して報告すること。一方、1.(2)又は(3)に該当する者は、本報告の提出を要しない。なお、本報告の対象となる取引があるものの、当該取引の金額が5万円に満たない場合には、「0.0」と記入のうえ報告すること。